

養父市創業・第二創業補助金のご案内

養父市の地方創生の取り組みの一環として、産業振興と経済の活性化、新たな雇用創出を目的に、市内における多様な創業・第二創業を支援します。

■申請受付期間

平成 29 年 2 月 28 日（火）まで

■補助対象事業

市内で創業、第二創業により行う事業で、市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれるもので、対象経費総額が 50 万円以上のもの

※事業の内容により対象としない場合があります。

【創業・第二創業の定義】

創業…個人又は新たに設立した法人が新たに事業を行うもの

第二創業…すでに事業を行っている個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換又は新事業進出等を行うもの

■申請資格

- ①創業又は第二創業を行った日から 3 年未満の者
- ②個人事業主の場合は養父市に居住し、住民登録がされていること
法人の場合は市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われていること
- ③市税等を滞納していないこと
- ④養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を有すること
- ⑤代表者等が養父市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を有すること

【養父市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業】

- ①養父市創業・第二創業塾
- ②企業支援センター（養父市商工会）による個別相談（規定の内容で 4 回以上）

■補助対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

■補助対象経費

創業、第二創業で行う事業に係る経費として明確に区分できるもので、上記補助対象期間に支払ったことが証明できる経費のうち下記に該当するもの

- ①人件費 ②工事・修繕費 ③設備・備品等購入費 ④事業所等の賃借料
- ⑤業務委託・外注費 ⑥謝金等 ⑦広告宣伝費 ⑧研修費

■補助率と補助金額

上記対象経費合計額の 2 分の 1 以内、上限 100 万円

※補助対象者が女性、40 歳未満の者、U・I ターン者の場合は 3 分の 2 以内に嵩上げ

※市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200 万円以上の設備投資を行う事業は上限 200 万円に増額

■申請方法

所定の申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて養父市役所商工観光課に提出

■問い合わせ先

補助金に関すること … 養父市役所商工観光課 ☎079-664-0289

特定創業支援事業に関すること … 養父市商工会 ☎079-662-7127